

第131号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 原簿等の写しの交付 原簿等の写しの交付を受けるとき。

別表に次のように加える。

67 政治資金 規正法関係 手数料	(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下この項において「法」という。）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付を受けようとする者 ア 複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下この項において同じ。）に	用紙1枚につき 10円 1枚につき 100円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
-------------------------	--	---

	<p>複製したものの交付</p> <p>ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複製したものの交付</p> <p>(2) 法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等（法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付を受けようとする者</p> <p>ア 複製機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複製したものの（白黒で複製したのものに限る。）の交付</p> <p>イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付</p> <p>ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複製した</p>	<p>1枚につき 130円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>用紙1枚につき 10円</p> <p>1枚につき 100円に当該収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>1枚につき 130円に当該収</p>
--	--	---

	ものの交付	支報告書等の用 紙1枚ごとに10 円を加えた額
--	-------	-------------------------------

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。